○内閣府告示第七百七十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　里山里海サイクリングルート整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　白山ろくの里山文化を活用した賑わい創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　農林水産業の所得向上に向けた拠点整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　スポーツを核とした街づくりによる賑わい創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　世界農業遺産「能登の里山里海」活用推進・魅力発信計画

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県

二　地域再生計画の名称　工芸文化の発信による産業観光推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　石川県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　金沢市

二　地域再生計画の名称　市民の創造活動支援施設整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　七尾市

二　地域再生計画の名称　七尾版小さな拠点地域づくり活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小松市

二　地域再生計画の名称　歌舞伎「勧進帳」の里・安宅の関エリア魅力アッププロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　小松市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　かほく市

二　地域再生計画の名称　西田哲学調査研究施設の整備による新しいひとの流れ創出事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　かほく市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるまち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年二月二十四日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三